

保育士支援の制度を 拡大しています

待機児童の現状

全国で待機児童問題が叫ばれている昨今、本市でもことし1月1日時点で過去最高となる89人の待機児童が発生しています。

待機児童とは、保育園や認定こども園、小規模保育事業所など(以下「保育施設」)への入所を申し込んでいても入所できない児童のことをいいます。

この問題の背景には、平成27年度に国の「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことが挙げられます。この制度により保育施設への入所基準

が緩和。求職活動中の人や、勤務日数を問わず月60時間以上就労している人も入所の申し込みができるようになりました。

さらに核家族化や、共働きの増加、産後の早期職場復帰などにより保育のニーズが多様化。本市においても3歳未満児の入所希望者が多くなり、皆さんの希望に沿えない状況となっています。

待機児童解消へ 保育士支援

本市では、特に0歳児の待機児童が多く、75人と全体の

8割以上を占めています。

保育士1人当たりの受け持てる子どもの数(配置基準)は国によって定められており、0歳児の場合、3人

に対して保育士1人が必要です。そのため、全ての入所希望に出来るためには多くの保育士が必要となります。

市では保育士確保のため、支援制度を拡大。保育現場で活躍している皆さんや、保育士資格を持っていて保育現場への復職を希望する皆さんを支援します。

現在実施している保育士支援

復職者向けの支援(岩手県の取り組みも含む)

■花巻市保育士等復職支援者

個別相談や保育施設の見学・紹介、職場体験などをを行います。登録は随時受け付けています。

【対象】市内の保育施設へ再就職を希望する人で、次のいずれかの資格を有する人〔保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭〕

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

■再就職支援金の貸し付け

【対象】市内の保育施設に再就職し、保育業務に週20時間以上従事する人(一定の要件があります)

【貸付額】10万円

※1人1回限り。用途は問いません。1年間勤務で返還を免除します

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

■岩手県保育士・保育所支援センター

再就職支援のほか、相談支援、保育施設のニーズに合わせた情報提供を行います。

【問い合わせ】岩手県保育士・保育所支援センター(盛岡市三本柳8-1-3 ☎019-637-4544)

■保育士就職準備金貸付制度

県内の保育施設に再就職する場合に就職準備金を貸し付けます。(一定の要件があります)

【貸付額】40万円以内

※2年間勤務で返還を免除します

【問い合わせ】岩手県社会福祉協議会(盛岡市三本柳8-1-3 ☎019-637-9611)

現在従事している人も対象の支援

■ふるさと保育士確保事業補助金

市の奨学金を返還していて、市内の保育施設に勤務する保育士を対象に、返還額の半額を補助します。(一定の要件があります)

【問い合わせ】教育委員会小中学校課(☎45-1311内線336)

■保育料の減免・補助

【対象】市内の保育施設で週20時間以上従事し、保育施設に子どもを預けている人(一定の要件があります)

【減免・補助額】第1子:1万円、第2子:5千円(月額)

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

保育施設への就職を考えている学生向けの支援

■保育施設見学・体験

保育士養成機関の学生を対象に保育施設の見学や体験を行います。

※見学・体験は随時受け付けています。施設へ直接お申し込みください

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎45-1311内線345)

▶本年度実施した見学・体験

就職の参考にしてもらうため、盛岡大学短期大学幼児教育科の学生33人に保育施設の見学・体験を実施。参加者は保育の仕事に触れながら、それぞれの保育施設の雰囲気や特色を学んでいました。



interview



湯本保育園
高橋 由衣 さん

復職して気付けたこともあります

保育士の資格を生かしたいと思い、復職しました。保育の仕事は職員や子ども、親との人間関係が大切です。保育施設の見学や体験ができる市の支援は、自分に合った環境を事前に選べるのでいいなと思います。保育士は毎日笑顔でいられる仕事だと、復職して気付けてよかったです。



太陽の子保育園(内定)
小原 美沙 さん

就職後の不安が減りました

保育施設見学・体験に参加して、実際に市内の保育施設に内定をいただきました。1日でのいろいろな保育施設を比較できてよかったです。私は奨学金を借りていますが、返還補助制度があるので、就職後の不安を減らすことができました。地元花巻の素晴らしい自然を子どもたちに伝えていきたいです。



写真 第二若葉保育園

事業者の皆さんへお願い

「子どもの体調が…」
そんなとき早退できる体制づくりにご協力を

保育施設では、お預かりしているお子さんの体調が悪くなったとき、保護者の代わりに病院などに連れて行くことはできません。そのため、お子さんの診察や休養が必要なとき、保護者の皆さんにお迎えをお願いしています。

事業者の皆さんには、仕事中でもできるだけ早く迎えに行ける体制づくりについて、ご理解とご協力をお願いします。

